

静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第54号

静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡県地方警察職員の給与に関する条例(昭和32年静岡県条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第9条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>415,600円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職8級職員等」という。)にあつ</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第9条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>416,600円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職8級職員等」という。)にあつ</p>

ては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき11,000円とする。

4 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5(管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(第21条において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の102.5)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月

ては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき12,000円とする。

4 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5(管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(第21条において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月

額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75（特定幹部職員にあつては、100分の58.75）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）
（寒冷地手当）

第22条 （略）

- 2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日（基準日の翌日から前項後段の人事委員会規則で定める日までの間に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日。以下同じ。）における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分		額
世帯主である職員	扶養親族のある職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）	<u>89,000円</u>
	その他の世帯主である職員	<u>51,000円</u>
その他の職員		<u>36,800円</u>

3～5 （略）

額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）
（寒冷地手当）

第22条 （略）

- 2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日（基準日の翌日から前項後段の人事委員会規則で定める日までの間に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日。以下同じ。）における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分		額
世帯主である職員	扶養親族のある職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）	<u>99,000円</u>
	その他の世帯主である職員	<u>57,000円</u>
その他の職員		<u>41,000円</u>

3～5 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500	465,500
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300	468,600
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200	471,600
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100	474,600
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500	477,600
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100	480,600
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700	483,600
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100	486,700
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500	489,400
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200	492,500
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800	495,500
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200	498,600
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100	501,300
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700	503,600
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500	505,900
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300	508,200
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800	510,200
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600	511,600
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400	513,100
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100	514,500
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700	515,700
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400	517,100
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000	518,600
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800	520,100
	25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	432,000	469,300	521,200
	26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	433,400	470,700	522,300
	27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	434,900	472,200	523,500
	28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	436,400	473,500	524,700
	29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	437,700	474,700	525,700
	30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	439,400	475,400	526,600
	31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	441,000	476,100	527,500
	32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	442,600	476,700	528,400
	33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	444,000	477,200	529,200
	34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	445,700	477,900	530,100
	35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	447,400	478,500	530,800
	36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	449,000	479,100	531,300
	37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100	450,400	479,400	532,000
	38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600	451,100	480,000	532,600
	39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500	533,400
	40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000	534,000
	41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000	452,900	481,500	534,500
	42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300	453,400	481,900	
	43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500	454,000	482,300	
	44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700	454,600	482,700	

	45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700	455,200	483,000
	46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400	455,900	483,400
	47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200	456,400	483,800
	48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900	456,900	484,200
	49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400	457,400	484,500
	50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800	457,700	
	51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200	458,000	
	52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500	458,400	
	53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800	458,800	
	54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100	459,000	
	55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400	459,300	
	56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700	459,500	
	57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900	459,900	
	58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200	460,100	
	59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500	460,300	
	60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800	460,500	
	61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100	460,900	
	62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400	461,100	
	63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700	461,300	
	64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000	461,500	
	65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200	461,900	
	66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500		
	67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800		
	68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300		
	70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600		
	71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900		
	72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100		
	73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300		
	74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600		
	75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900		
	76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200		
	77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400		
	78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700		
	79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000		
	80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300		
	81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500		
	82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800		
	83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100		
	84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400		
	85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600		
	86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100			
	87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400			
	88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600			
	89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800			
	90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100			
	91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400			
	92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600			
	93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800			
	94	308,300	330,200	356,200	389,800	421,700				
	95	309,200	331,400	357,700	390,300	422,100				

	96	310,000	332,600	359,100	390,800	422,500					
	97	310,800	333,800	360,400	391,200	422,800					
	98	311,800	335,100	361,600	391,600	423,200					
	99	312,700	336,300	362,700	392,100	423,600					
	100	313,600	337,500	363,900	392,600	424,000					
	101	314,500	338,900	365,000	393,000	424,300					
	102	315,500	339,800	366,100	393,500						
	103	316,500	340,800	367,200	394,000						
	104	317,400	341,900	368,300	394,500						
	105	318,200	343,000	369,500	394,800						
	106	318,800	344,100	370,000	395,200						
	107	319,400	345,100	370,600	395,700						
	108	320,000	346,100	371,200	396,000						
	109	320,500	347,300	371,800	396,300						
	110	321,000	348,300	372,300	396,800						
	111	321,400	349,300	372,700	397,300						
	112	321,900	350,200	373,200	397,800						
	113	322,700	351,100	373,600	398,100						
	114	323,400	352,000	374,000	398,600						
	115	324,100	353,000	374,500	399,100						
	116	324,700	354,000	375,000	399,600						
	117	325,300	355,000	375,400	399,900						
	118	326,000	355,400	375,900	400,400						
	119	326,700	356,000	376,500	400,900						
	120	327,500	356,600	377,000	401,400						
	121	328,100	356,900	377,200	401,800						
	122	328,400	357,300	377,700	402,300						
	123	328,900	357,700	378,200	402,700						
	124	329,400	358,100	378,600	403,200						
	125	329,700	358,500	379,100	403,600						
	126			379,600							
	127			380,100							
	128			380,600							
	129			380,900							
	130			381,400							
	131			381,900							
	132			382,400							
	133			382,700							
	134			383,200							
	135			383,600							
	136			384,000							
	137			384,300							
	138			384,800							
	139			385,300							
	140			385,800							
	141			386,100							
定年前再任用短時間勤		基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200	458,800

第2条 静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u> (管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員 (第21条において「特定幹部職員」という。))にあつては、<u>100分の107.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u> (特定幹部</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> (管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員 (第21条において「特定幹部職員」という。))にあつては、<u>100分の105</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u> (特定幹部職</p>

<p>職員にあつては、<u>100分の127.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の61.25</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>員にあつては、<u>100分の125</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（静岡県地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の改正を除く。）による改正後の給与条例の規定は令和6年4月1日（以下「適用日」という。）から、第1条の規定（給与条例第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の改正に限る。）による改正後の給与条例の規定は令和6年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。